

「構造改革特区」に関するヒアリング資料

平成14年10月2日
法 務 省

総合規制改革会議中間とりまとめにおける特区構想例への対応

1 外国人研究者等の受入れ

- ・ 正規に我が国に入国し在留しようとする外国人の積極的かつ円滑な受入れを図るため、規制緩和に取り組んできている。

(注) 特区制度に関連する在留資格としては、「教授」、「研究」、「技術」、「投資・経営」などがあるが、これらの在留資格については、近年次のような規制緩和措置をとっている。

在留期間の長期化及び原則として最長（3年）の在留期間を付与する取扱いの実施（平成11年10月）

「研究」の在留資格に係る学歴等要件の見直し（平成11年10月）

「投資・経営」の在留資格に係る事業規模基準の明確化（平成12年12月）

IT技術者の受入れ拡大を目的とする「技術」の在留資格に係る基準の特例措置（平成13年12月）

- ・ 特区制度については、我が国の経済発展に資するとの観点から、対象となる外国人研究者等の申請につき迅速な許可が行われるような対応策を検討したい。

2 外国人向け専門サービス業（弁護士）の外国人への開放

- ・ 外国法事務弁護士となるには、法務大臣の承認を得るなどの手続が必要であるが、利用者の利便性を図るため、数次に渡り外国法事務弁護士受入れにつき要件緩和等の制度改革を実施しており、その数も徐々に増加。
- ・ 現在、内閣の司法制度改革推進本部において、我が国の弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働を積極的に推進する見地から特定共同事業の要件緩和等の検討がなされており、推進本部における検討に最大限協力。

3 株式会社設立に関する最低資本金額の引下げ

- ・ 特区内で設立された会社は特区外でも活動し得るため、最低資本金制度の主な目的である債権者保護等の観点から、特定の地域で設立された会社についてのみ最低資本金額を引き下げるといった特例措置を認めることは困難。
- ・ ただし、現今の経済状況にかんがみて、経済産業省において、新規事業の創出を図る観点から、最低資本金制度に係る商法の特例措置を設けることを検討しており、法務省としてもこれに前向きに取り組んでいるところである。その実施の結果等を踏まえて、最低資本金制度の在り方について検討していきたい。

外国人受入れの円滑化のための最近の施策

1 申請書類の簡素化（平成9年4月，7月）
規制緩和及び申請人の申請負担の軽減等の観点から，適正な入国・在留審査を阻害しない範囲で，入国在留諸申請において提出を求める書類を簡素化した。これにより，一般的に求められる書類の種類は，例えば「教授」については4から1，「研究」については14から5，「技術」については14から5，「投資・経営」については12から4，「人文知識・国際業務」については14から6に縮減された。
2 「企業内転勤」に係る基準省令の見直し（平成10年1月）
「企業内転勤」に係る基準省令の規定を改正し，我が国で業務に従事しようとする期間が5年を超えないことという要件を削除した。
3 「研究」に係る基準省令の見直し（平成11年10月）
「研究」に係る基準省令の規定を改正し，学歴要件について，大卒又はこれと同等以上の教育を受けた後一律に「3年以上の研究歴」を求めていたものを，「研究分野において修士の学位」又は「3年以上の研究歴」のいずれかの要件を満たせばよいこととした。
4 在留期間の見直し（平成11年10月）
入管法施行規則を改正し，「興行」を除く就労目的の在留資格について最長の在留期間を原則3年に伸長するなどし，さらに，運用においても原則最長の在留期間を付与する方針を明確にした。これにより，例えば，「研究」，「技術」又は「人文知識・国際業務」の就労を目的とする在留資格に係る在留期間については，「6月又は1年」から「1年又は3年」とされ，また，「教授」については，「3年，1年又は6月」から「3年又は1年」とされた。
5 再入国許可の有効期間の延長（平成12年2月）
申請人の負担軽減及び業務の合理化を図るため，入管法を改正し，再入国許可の有効期間を1年から3年に伸長した。
6 「投資・経営」に係る基準解釈の明確化（平成12年12月）
「投資・経営」の在留資格については，法務省令により，外国人による投資の対象となる事業が，事業の経営・管理に従事する者以外に「2人以上の常勤職員が従事して営まれる規模」であることが要件とされているところ，その解釈として，「新規事業を開始しようとする場合の投資額が年間500万円以上」という目安を示し，その解釈を明確化した。
7 外国人IT技術者受入れの拡大（平成13年12月）
法務省令により，「技術」の在留資格に係る上陸許可基準については，大卒若しくはこれと同等以上の学歴又は10年以上の実務経験を有すること，日本人と同等以上の報酬を受けることとされていたところ，我が国の情報通信分野における国際競争力を確保する観点から，同省令を改正し，法務大臣が告示で定める情報処理技術に関する試験に合格し又は資格を有している者については，の要件に該当することを要しないこととした。なお，この法務大臣告示には，情報処理資格の相互認証に基づき外国の資格・試験を掲げることが可能であり，今後，アジア諸国との相互認証に基づいて，対象資格・試験を拡大する予定である。

(参考資料)

1 外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況

外国法事務弁護士の承認及び登録数は別添資料のとおりであり、制度導入以来一貫して増加傾向を示している。

昭和63年に31人であった外国法事務弁護士の数は、平成14年3月31日現在で190人の6倍あまりまで増加している。

2 司法制度改革における外国法事務弁護士制度の検討状況

(1) 司法制度改革審議会意見書

司法制度改革審議会においては、個人及び企業の活動領域における法律問題の国際化にともなって、弁護士が国際化時代の法的需要を十分に満たすことのできる質の高い法律サービスを提供すべきであるとの認識から「日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、例えば特定共同事業の要件緩和等を行うべきである。」とされた。

(2) 司法制度改革推進計画

司法制度改革審議会意見書を受け、司法制度改革推進計画では、弁護士の国際化については、以下の通り閣議決定がなされた。

弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、特定共同事業の要件緩和等を行うこととし、所要の法案を提出する(平成15年通常国会を予定)

(3) 検討会における検討状況

司法制度改革推進計画を実現するため、司法制度改革推進本部に置かれた検討会において、現在、特定共同事業の要件緩和等についての検討がなされているが、議論の中では「共同事業の自由化」「雇用禁止の撤廃」の意見が多数を占めている。

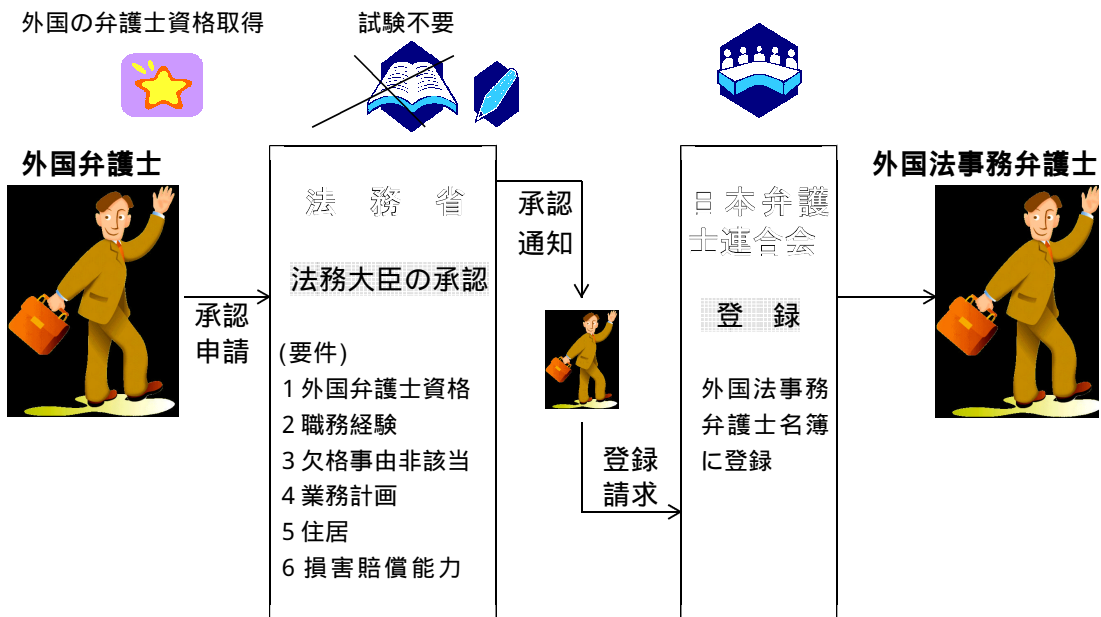
外国法事務弁護士制度について

1 制度の基本

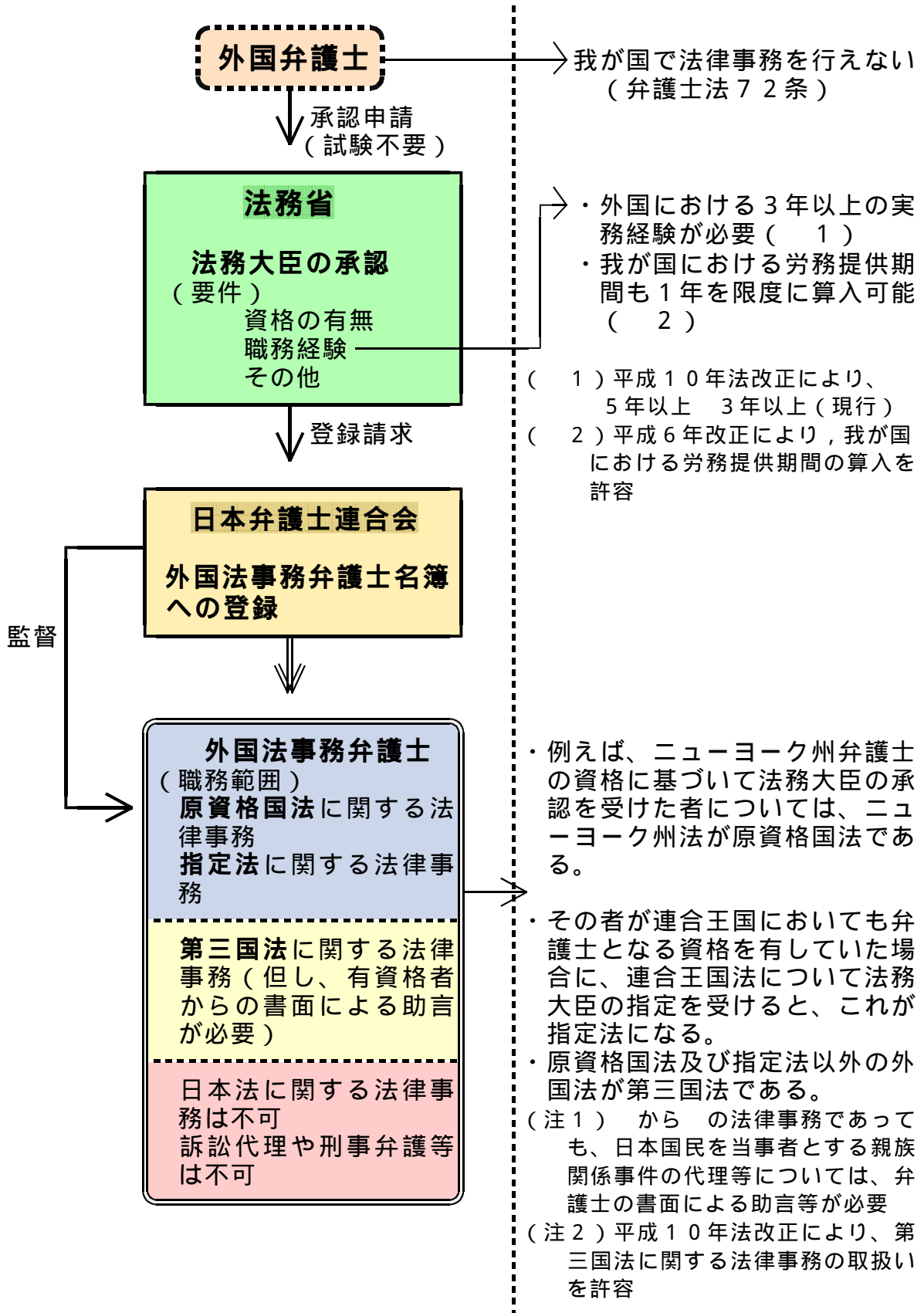
外国の弁護士となる資格を有する者が、その資格を根拠として新たに資格試験等を課されることなく、我が国において外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとする制度である。

2 外国法事務弁護士となる資格の承認及び登録手続

外国法事務弁護士となるには、法務大臣による承認を受け、かつ、日本弁護士連合会に登録を受けなければならない。



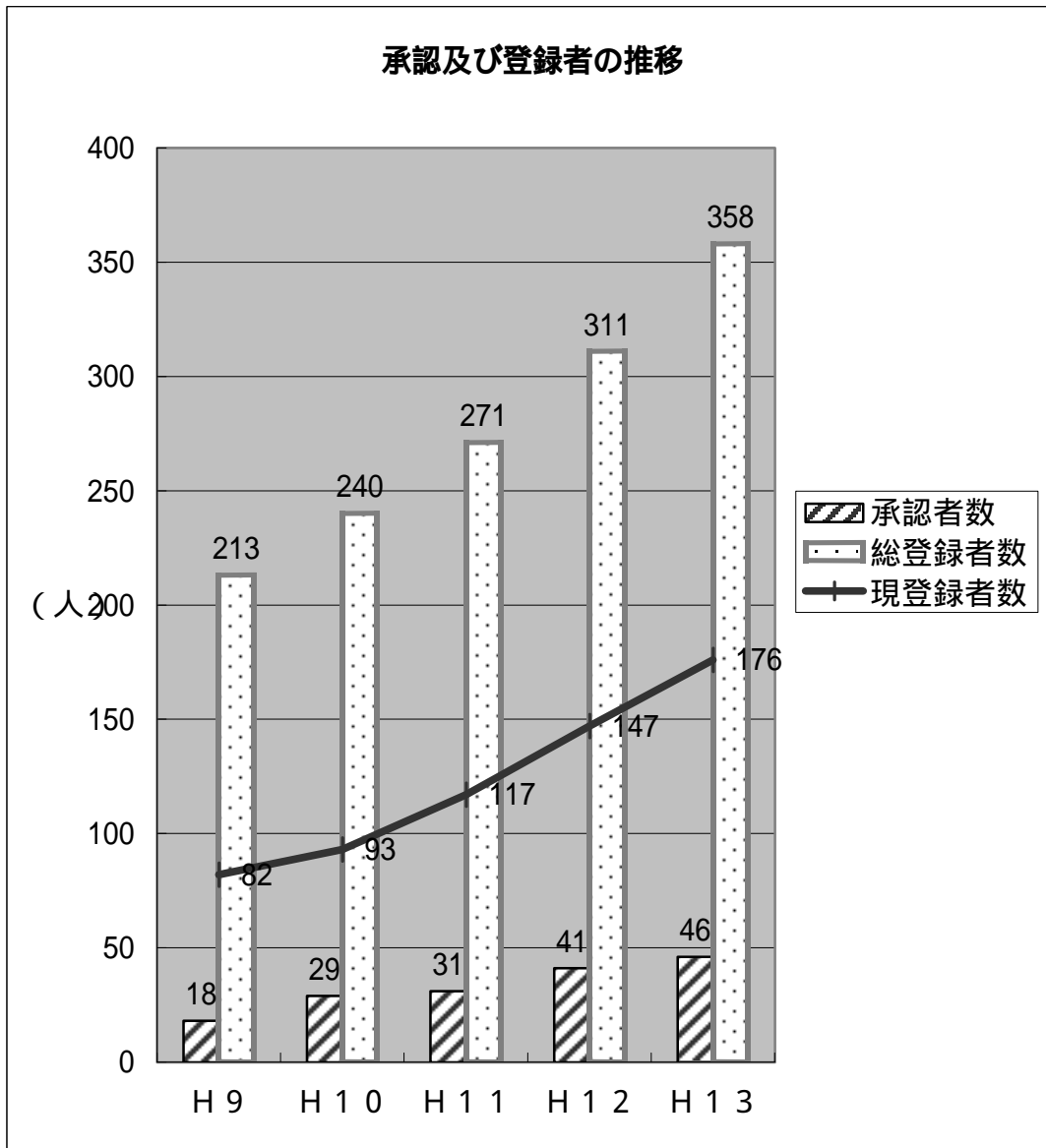
外国法事務弁護士制度の概要



外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況

	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
承認者数	18	29	31	41	46
現登録者数	82	93	117	147	176
総登録者数	213	240	271	311	358

(注) 各人数は、各年末現在におけるもの。



1 原資格国別 外国法事務弁護士の現登録者数
(平成14年 9月17日 現在)

原 資 格 国	登 録 者 数
1 アメリカ合衆国	116
カリフォルニア州	34
コロンビア特別区	6
ジョージア州	2
ハワイ州	15
イリノイ州	3
ルイジアナ州	1
ニュー・ジャージー州	1
ニュー・ヨーク州	50
オレゴン州	1
ペンシルヴァニア州	1
ワシントン州	1
メリーランド州	1
2 連合王国	29
3 中華人民共和国	13
4 オーストラリア	6
ニュー・サウス・ウェルズ州	5
西オーストラリア州	1
5 フランス共和国	7
6 カナダ	4
ブリティッシュ・コロンビア州	2
オンタリオ州	2
7 ドイツ連邦共和国	4
8 オランダ王国	1
9 香港	2
10 ブラジル連邦共和国	2
11 アイルランド	1
12 スイス連邦	1
13 ニュー・ジーランド	1
14 スペイン	1
15 大韓民国	1
合 計	189

2 外国法事務弁護士数の推移

年	各年の3月31日における人数
昭和 63年	31
平成 元年	47
2	58
3	78
4	79
5	78
6	79
7	77
8	77
9	80
10	87
11	97
12	125
13	150
14	186
(9月17日現在)	189